

公告第 1057 号

公 告

健康保険法第37条の規定による被保険者の標準報酬を同法第47条の規定により次の通り定めたので公告する。

1. 標準報酬

当組合の令和8年1月31日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額447,467円を基礎とした標準報酬

月額	440,000円
日額	14,670円

2. 適用年月日

令和8年4月1日

令和8年2月1日

大日本印刷健康保険組合
理事長 後藤 琢哉

